

SNA の枠組みにおける 家計の富の分布の計測

本橋直樹・浅沼能克・前田佐恵子・多田洋介

April 2026



内閣府経済社会総合研究所

Economic and Social Research Institute

Cabinet Office

Tokyo, Japan

ESRI Research Note は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません（問い合わせ先：<https://form.cao.go.jp/esri/opinion-0002.html>）。

ESRI リサーチ・ノート・シリーズは、内閣府経済社会総合研究所内の議論の一端を公開するために取りまとめられた資料であり、学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

資料は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません。

The views expressed in “ESRI Research Note” are those of the authors and not those of the Economic and Social Research Institute, the Cabinet Office, or the Government of Japan.

SNA の枠組みにおける家計の富の分布の計測

本橋直樹、浅沼能克、前田佐恵子、多田洋介¹

概要

近年、国民経済計算（SNA）の枠組みにおいて家計の所得・消費・富の分布を計測することの重要性が国際的に高まっており、国際的に共有された計測方法についての議論が進められてきた。これまで、我が国ではフローの所得や消費に関する分布の推計が行われてきたが、本稿では、新たにストック面として SNA の枠組みと統合的な家計の富に関する分布を示す。

具体的には、OECD が提示する方法論を紹介し、それに則った形で、我が国の SNA 値及び『全国家計構造調査』の調査票情報等を用いて、2019 年について、家計の純資産（金融資産、住宅・土地資産、（控除）負債）についての分布の推計結果を示す。また、その推計結果の特性を確認するため、1)他の OECD 諸国における富の分布の推計結果や、2)フロー一面である所得や消費の分布との比較分析を行った。その結果、1)富の分布について、第4分位から第5分位にかけて純資産が大きく高まるという点で、OECD 諸国と本稿における日本の推計結果は共通する一方、日本における第5分位の純資産（対平均値）は、OECD 諸国のそれよりも低位であること、2)分位間の違いは消費、所得、資産の順に大きくなり、それは OECD 諸国の結果とも共通していることがわかった。

本稿で取り組んだ家計の富の分布に係る推計は、国際的に合意された方法論に沿った初の試みである。家計の分布情報は今後さらに国際的にも要請が高まると想定されることから、我が国においても必要な拡充を行い、家計の経済状況に関する分析や政策立案に資するようなデータを整備していくことが期待される。

* 本稿の作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所内から有益なコメントを頂いた。また、本稿における推計作業は、内閣府経済社会総合研究所が業務委託により作成した推計プログラム及び推計結果を用いて行っており、国民経済計算部各位より知見を得るほか、プログラム作成の過程でも多くの方にご協力いただいた。心より感謝申し上げたい。なお、本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、内閣府の見解を示すものではない。また、あり得べき誤りは全て筆者の責任である。

¹ 本橋直樹：内閣府経済社会総合研究所研究官、浅沼能克：内閣府経済社会総合研究所研究官、前田佐恵子：内閣府経済社会総合研究所特別研究員、多田洋介：内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官。

1 はじめに

家計の受け取る所得や富の蓄積は、政府の再分配政策を含む各種の政策や制度による直接的・間接的な影響も受け、結果として、家計の支出活動の変化をもたらし、マクロ経済の動向にも影響を及ぼす。近年、家計の経済状況によって、所得や富に対する政策の影響が大きく異なることが注目され、いわゆるウェルビーイングの観測の観点からも、家計の富の分布情報に対する関心が内外で高まっている。OECD（経済協力開発機構）や IMF（国際通貨基金）などの国際機関では加盟各国の家計関連統計を用いた分析が行われ、学界でも富の差を示す推計などについての研究が脚光を浴びた。こうした家計の経済的な差をとらえた分析は、それぞれに有用な示唆をもたらすものではあるが、その情報を把握し統一的な解釈を行うため、統計上の工夫が必要となった。

つまり、家計の属性別の情報を把握するには、経済主体個別の情報である、いわゆるミクロ統計を用いることとなるが、多くの統計はサンプル調査によるサーベイデータで、調査実施国の事情や制度、調査目的等によってデータの定義等が異なり、その単純な集計結果は国際比較に適さない場合がある。また、サーベイデータは調査対象や回答等により、一国経済の動向を包括的に把握するマクロ統計とは整合的とはならず、経済全体をあるいはそのどの部分を説明しているのか判然としない。そこで、マクロ経済統計として包括的な記録体系である『国民経済計算』（以下、「SNA」という。）と整合的な国際的に共有された計測方法を基に、ミクロの情報をを用いた家計の属性別集計、いわゆる「セミマクロ」の統計情報を充実させることに国際的に関心が高まってきた。2010年代前半には、OECD（経済協力開発機構）で専門家会合が立ち上げられ、その後、他の国際機関でも、家計の所得・消費・富に関する計測方法や分類等についての議論が行われてきた。

上記の国際的な議論を受け、我が国では、山崎・酒巻（2018）、山崎他（2025）等により、SNAと整合的に所得や消費を詳細に記述する勘定表を作成する取組が行われた²。山崎他（2025）は、OECD（2024b）で国際的に共有された計測方法に沿って、当時利用可能だった最新調査である2019年の『全国家計構造調査』を利用した所得・消費といったフローの推計結果であり、ストックの分布を示していない³。

家計の富、ストックの分布に関する先行研究はフローに関する研究以上に少ないと言える。国内の研究では、本稿と同様に『全国家計構造調査』（全国消費実態調査）等を用いたものとして、古くは、1980年代半ばの家計資産の推計を試みた高山他（1989）があり、また、金融資産のみではあるが経年の家計の資産分布を計測した Kitao and Yamada（2025）がある。海外では、Piketty（2015）や Saez and Zucman（2016）等により資産（これも多く

² その他にも、坂井（2010）、浜田（2012）、前田・梅田（2013）などにより、OECDでの統一的な基準が示されるまでも、独自に国民経済計算に整合的な家計の分布情報の作成に関する研究が行われた。

³ 浜田（2012）等の研究をはじめ山崎他（2025）までのフローについての分布を示す研究でも、金融資産・負債及び実物資産の推計は行われているが、財産所得（利子・配当）、帰属家賃等の計測のため、資産等ストックの分布を示すことを目的としていない。

は金融資産)の分布を示す試みがある。しかし、OECD 等での国際的な議論を踏まえた手法 (OECD, 2024a) に基づくものとしては、Chan and Dalpozzo (2025) に、専門家会合での議論に資するための試行的な推計結果が示されているのみである。そこで、本稿では、富について OECD での議論を踏まえた手法 (OECD, 2024a) に沿って、山崎他 (2025) と同様、本稿執筆時点で資産・負債データが公表された最新調査である 2019 年『全国家計構造調査』の結果を用いて、我が国における SNA と統合的な家計の富の分布に関する試算を行い、その結果を示すこととする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第 2 節においては、SNA 体系に沿った家計の富の分布勘定の作成に関する国際的な議論の動向を紹介する。続く第 3 節では、特に OECD の専門家会合における検討・議論を経て取りまとめられている方法論の概要を解説する。第 4 節では、上記方法論に照らし、日本の家計の富の分布の推計に適用した具体的な方法を記す。第 5 節では、本稿で推計した世帯当たり資産額の 5 分位別結果を示す。第 6 節では、今回作成した家計の富の分布について、『全国家計構造調査』の統計公表値や OECD で取りまとめられた推計結果、山崎他 (2025) における所得や消費の分布との比較等を行い、推計結果の特徴について考察する。第 7 節は結びであり、今後の推計に関する課題を述べる。

2. 国際的議論の動向

(1) SNA の国際基準に関するワーキンググループ等における議論の動向

SNA の国際基準は、時代に合わせた内容を取り込むことなどを目的として不断の改訂・検討が行われている。現在、主要国における SNA の作成は、2008～2009 年にかけて国際連合で採択された「2008SNA」⁴と呼ばれる国際基準に基づいて行われているが、2025 年 3 月には最新の基準となる 2025SNA⁵が採択され、各国はこれに基づいた推計の改定に向けて取り組んでいる。2025SNA では、主要な改訂分野の一つに「ウェルビーイング及び持続可能性」が挙げられ、家計の物質的なウェルビーイングを示す重要な指標として、政府の分配政策に資するとの考えから、家計の所得・消費・富の分布に関する勘定表を各国が作成することが提起されている。

2008SNA でも、既に「家計部門」(第 24 章)の中で、「所得の分配および再分配の過程が、経済全体の所得分配をかなり変更するかどうかを検証するために、家計の異なるグループの間のフローを示すことができる必要がある。」(パラ 24.69) と、所得などのフローデータのグループ別推計の重要性が指摘されているほか、富というストックについても、

⁴ 2008 年版国民勘定体系。詳細は、内閣府ウェブサイト等で紹介。

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html> (2026 年 1 月アクセス)

⁵ 2025SNA 導入に向けた国際的な議論については多田 (2022) を参照。

「家計の所得および支出に関する調査と似た形で、家計の富に関する調査を実施することによりますます関心が高まっており、家計資産の構成およびその家計所得との関係を見出すために、家計部門の分割に関心がある。」(パラ 24.76) と打ち出されていた。ただし、所得や富の分布に関する勘定表を国際基準として作成を推奨するまでには至らなかった。2008SNA 採択前後となる 2000 年代後半に SNA の主要集計量である GDP では必ずしも把握できない豊かさ (well-being) や、経済活動の環境への影響を考慮した持続可能性 (sustainability) の変化を計測する必要があるという議論が高まった。具体的な動きとしては、フランスのサルコジ (当時) 大統領が、経済社会の進歩を如何に計測するかについて、スティグリッツをはじめとする経済学者等に諮問し、その議論の結果、SNA の枠組みの中で計測可能な経済的豊かさ (material well-being) の指標の一例として、SNA のマクロ値と整合的な形で、家計部門の所得や消費、貯蓄、資産について、所得階層別などの属性グループごとの分布を示すことが重要といった提起がなされた (Stiglitz et al., 2009)。こうした問題提起を受ける形で、SNA 改訂に係る国際議論の中で、SNA と整合的な枠組みで家計部門の所得や消費、富に関する分布情報を示すことがウェルビーイング計測の SNA 側からの貢献の一つと位置付けられることとなった⁶。2025 年 3 月に取りまとめられた 2025SNA では、「家計部門」(第 32 章) に、“Distributional accounts for household income, consumption and wealth”という節が新たに設けられたほか、より発展的な内容が盛り込まれた。具体的には、各国への主たる勧告として、家計部門について、等価可処分所得の 10 分位別又は富の 10 分位別にみた内訳を勘定体系において示し、可処分所得や最終消費、正味資産や正味金融資産といったバランス項目を作成することが記載された⁷。さらに、10 分位よりも詳細な形で格差を測る観点から、所得の上位 5%、1%、0.1%を占める家計の勘定作成の可能性についても言及されている。

(2) OECD や ECB 等における議論の動向

こうした国際的な議論の推進力となったのは、上述の Stiglitz et al. (2009)⁸の提言を受けた OECD での専門家会合の発足と、世界金融危機における事態を重く見た ECB における取組と言える。

2011 年に OECD と Eurostat (欧州統計委員会) により、共同で立ち上げられた「SNA の枠組みにおける格差に関する専門家会合 (EG-DNA : Expert Group on Disparities in a National Accounts framework)」では、所得・消費・貯蓄の分布結果をまとめるための方法論

⁶ 具体的には、他の改訂検討事項と並んで、SNA に関する国際機関事務局間作業グループ (ISWGNA) において、国際基準改訂に向けた論点を整理したガイダンスノートが“WS.2 Distributions of Household Income, Consumption and Wealth”として取りまとめられている。

⁷ パラ 32.107 やパラ 34.50 を参照。

⁸ 同報告では「平均的な所得・消費・資産は、意味のある統計ではあるが、生活水準に関する全容を示すものではない。例えば、平均所得が個人間、家計間で不平等に上昇した場合、暮らし向きが他よりも悪くなる集団が現れうる。したがって、所得・消費・富の平均値は、分布を反映した指標と共に有るべきである。」と指摘している。

の開発が進められたが、ECB 等を中心に取組まれてきた EG-DFA（分布金融勘定に関する専門家会合：Expert Group on Distributional Financial Accounts）では、富の議論が中心に進められてきた。

さらに、Piketty（2015）や Saez and Zucman（2016）等、ストックに注目し、上位1%の富の動向と計測上の課題に関する知見が提供されて以降、社会的関心・要請が高まってきたことから、国際的な検討が加速した。2023年からは、EG-DFAの成果を踏まえ、主にフロー面を扱っていた EG-DNA と一体的に、OECD を事務局とした家計の富の分布に関する専門家会合（EG-DHW：Expert Group on Distributional Household Wealth）において、富の分布の計測の方法論について議論が進められることとなった。なお、ここでの議論は、IMF が進める DGI（後述）と協調して進められることとなり、各国国際機関及び各国政府・中央銀行統計担当者が連携して取組を行う体制となっている。その後、フローの計算手法をまとめた OECD（2024b）と整合なガイドライン（OECD, 2024a）等に従い、2025年12月には先行して取り組む各国の推計結果を比較分析したワーキングペーパーが公表された（Chan and Dalpozzo, 2025）⁹。

（3）IMF が取りまとめる DGI に係る議論の動向

IMF も家計の所得・富について分布を計測していくことに関心を高め、G20 を中心とする各国に対しデータを整備するよう要請を行ってきた。2009年には、前年の世界金融危機の教訓をもとに、金融・財政・経済に関するデータの不足に対処し政策分析の質を向上させることを目的として、IMF と FSB（金融安定理事会）が統計整備に向けたイニシアティブ（DGI：Data Gap Initiative）を提案し、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。DGI (-1) は、主に信頼できるタイムリーな統計の定期的な収集と普及を目的としたものであったが、次の段階である DGI-2 はより家計の所得分布に係る取組について注目したものとなっており、OECD 主導の下、国民経済計算に沿った家計部門の所得・消費・貯蓄、資産に関する分配情報の作成と普及が促された（Recommendation II.9）。その後、2021年に取組期間が終了した DGI-2 を引き継ぐ形で、2022年に DGI-3 が承認され、より家計の分布情報が重要視されるようになった。

具体的には、DGI-3 における「家計の分布情報」の整備に関し、家計の所得・消費・貯蓄と富の2つの分野について提案がなされた。G20 各国に対して、提供に係る適切な詳細度合や周期性、タイムラインについて柔軟性を与え、また、各国における統計の発展のレベルを考慮に入れつつ、最善ターゲットと次善ターゲットが設定されている¹⁰。

家計の富の分布の整備については、最善ターゲットとして、2024年末までに、2021～

⁹ なお、富の分布の計測についてはまさに議論が進行形である。例えば、OECD が行った 2025 年の実験的データ収集ラウンド(2025 experimental data collection round)において、年金受給権の扱いが未定であるほか、実物資産の範囲は住宅と宅地のみ限定されている。

¹⁰ なお、DGI は、G20 諸国への提案ではあるが、履行義務があるわけではない。各提案に関する進捗状況については、Progress Report という年次報告書の形で、毎年の G20 会議において報告されている。

2023 年のいずれかを対象年とした所得の 5 分位別の推計結果を公表し、加えて、2026 年末までに、上記対象年の 1 年から 1 年半後までの所得 10 分位別、可能であれば主な収入源別及び世帯類型別の内訳を作成して公表することが設定されている。また、次善ターゲットとしては、2026 年末までに、対象年の 4 年以内の所得 5 分位別の内訳を公表することであり、さらに可能であれば 3 年おき、少なくとも 5 年おきに作成して公表することとされている (Recommendation III.9) ¹¹。

3. OECD の示す方法論

本稿での推計は、OECD の専門家会合 (EG-DHW) で議論されてきた方法論に則っている。OECD (2024a) では、図表 1 で示す Step 1 ~ 5 の手順による推計手法が推奨されており、本節では、ステップごとに、推計手法の概要を解説する。

図表 1 分布推計のための段階的アプローチ

Step 1	一国合計値 (SNA 値) を調整
Step 2	ミクロのデータ情報源から、SNA の該当項目に関連する項目を決定
Step 3	欠落情報に係る補足的な計算、ミクロデータの一国合計値 (調整後) への調整
Step 4	ベンチマークされたミクロデータに基づく世帯の分類分け
Step 5	世帯グループにおける関連指標の算出

Step 1 は、一国合計値 (SNA 値) の調整である。資産項目に関する SNA の計数の範囲は、家計の分布情報の推計の対象としたい範囲と必ずしも一致しないことから、関係のない範囲を除外し、調整する必要がある。具体的には 3 種類の作業が示されている。1 点目は、家計という制度部門の計数に、対家計民間非営利団体の資産額を含めて集計・公表されている場合は、この対家計民間非営利団体分の計数を除外するというものである。2 点目は、非居住世帯の国内における資産や居住世帯の国外における資産に関連する金額を調整する、いわば、国内概念から国民概念への転換作業である。多くの項目において不要とされているものの、いくつかは国民概念で推計することが提案されている。例えば年金項目の推計において、国内の年金制度に加入している非居住者世帯の受給資格を除外する一方で、海外の年金制度に加入している居住者世帯の受給資格を含めるべきとしている。3 点目が、病院・介護施設、拘留施設、寄宿学校、宿泊施設等で長期間生活している人からなる施設

¹¹ もう一つの家計の所得・消費・貯蓄の分布の整備については、最善ターゲットとして、2024 年末までに、2021~2023 年のいずれかを対象年とした所得の 5 分位別の推計結果を公表し、加えて、2026 年末までに、上記対象年の 1 年から 1 年半後までの所得 10 分位別、可能であれば主な収入源別及び世帯類型別の内訳を作成して公表することが設定されている。また、次善ターゲットとしては、2026 年末までに、対象年の 4 年以内の所得 5 分位別の内訳を公表することであり、さらに可能であれば 3 年おき、少なくとも 5 年おきに作成して公表することとされている (Recommendation III.8)。

入居世帯の控除である。これらの世帯の所得・消費行動は、その他の家計とは異なることが想定されることから、分布を推計する対象から除外することが推奨されており、資産においてもこの調整が可能であれば、所得・消費における扱いとの一貫性が確保される¹²。

Step 2 として、ミクロのデータ情報源から、SNA の該当項目に関連する項目を決定する作業が必要となる。ミクロのデータ情報源は、主に「調査データ」と「行政データ」の2種類に分類できるが、調査データは、統計作成者が質問項目や標本の設計について裁量を持ち、調査・研究に沿ったデータを取得できるという利点がある一方、推定誤差の影響を受けるという欠点がある。また、調査データについては、上位1%部分などのトップテールの把握が困難である点も課題となる（楡井, 2023）¹³。もう一つの行政データは、人口の全体もしくは大部分をカバーすることから推定誤差の影響を受けにくいという利点があるものの、質問項目、ひいては集計項目について、SNA と整合的な項目に設定できるかという点については、統計作成者の影響力が及びにくいという制約がある。そのため、家計の分布情報の作成に当たっては、各国において利用可能なデータの定義、質、適時性等に基づき、最適なデータ情報源を選択する必要があるとされる。

Step 3 として、ミクロデータを一国合計値（Step1 の調整後）に拡大・縮小させる調整作業がある。ミクロデータに関連する一国合計値に整合させるため、方法 A から方法 D の4つの方法が示されている。第一の方法は、全世帯に単純な調整率かけることで膨らませる方法である（方法 A）。方法 A は極めてシンプルかつ直感的な方法である一方、SNA に特有の項目（例：年金受給権）等についてはミクロデータから情報が得られないため、この手法を採ることは出来ず、マクロのデータをミクロデータから得られる分布情報に従って割り振るといふ、代替の手段が必要となる。手段としては3種類あるが、まず検討すべきとされているのは、分布が類似すると考えられる別の項目の情報を用いる方法とされる（方法 B）。例えば、金融派生商品・従業員ストックオプションの分布は、持分・投資信託受益証券にリンクさせるというものである。第二に検討すべきとされている方法は、社会人口統計学的情報により推計するというものである（方法 C）。例えば、年金の拠出と給付に関する情報を個人の年齢と性別に関する情報と組み合わせることで、年金受給権の分布を導き出すことができるというものである。第三の手段として、分配の結果に影響を与えないように補完する（例えば均等に分割する）という方法が挙げられる（方法 D）が、これは最終手段とすべきとされている。

Step 4 は、それぞれの世帯を、世帯グループに分類する作業である。まずは、純資産分位別に分類することからはじまり、世帯類型などの社会人口統計学的特性や主な収入源別などといった分類が考えられるだろう。また、所得や消費と同様に「消費単位当たり」にすることも考えられるが、EG-DHW において調整に適切な等価基準について合意が出てい

¹² ただし、OECD の 2025 年の実験的データ収集ラウンドにおいては、実務上の実現可能性に課題があることから、この調整は義務とされていない。

¹³ トップテールの把握については、EG-DHW でも現在議論が行われている検討課題である。

ないことから、等価調整スケールの適用は任意となっている¹⁴。

最後の Step 5 は、Step 4 までに得られた情報を用いて、分布結果を示すのに有用なデータを算出するという作業である。分布結果を示すデータの例としては、全世帯の平均純資産に対する比率や、最高所得層とその他所得層の比率などが挙げられている。

4. 日本のデータを用いた推計方法

本稿は、前節で解説した OECD (2024a) の手順・手法に倣い、日本の 2019 年の日本の富の分布についての試算を示すことを目的としている¹⁵。この推計には、各国データの違い等から幾分か工夫が必要である。本節では、本稿で実施した日本におけるデータへの適用を含め、具体的な推計方法を解説する。

(1) 一国合計値の調整への対応

まず、前節で述べたとおり、一国合計値における家計の値の調整、つまり、対家計民間非営利団体分の控除、国内概念から国民概念への修正、施設入居世帯の控除の 3 点への対応について述べる。一国合計値については、日本における国民経済計算（以下、「JSNA」という。）の計数¹⁶を使用している。

このうち、1 点目については、JSNA では、対家計民間非営利団体分を含まない計数が公表されていることから、対応は不要となる。2 点目に関しては、JSNA の多くの項目では該当しないが、年金受給権など特定の項目では該当する。海外との年金のやり取りについては、「その他対外債権債務」の内数となるが、データ制約上、本稿では調整を行っていない。3 点目の施設入居世帯分の控除については、根拠とするデータが日本の公式統計で得られず、何らかの推計方法が必要となる。現時点で最新の 2025 年の実験的データ収集ラウンドにおいてもこの調整は義務とされていないことから、本稿では対応していない。

(2) ミクロデータから SNA の該当項目に関連する項目の決定、欠落情報の計算、ミクロデータの一国合計値（調整後）への調整

本稿では、ミクロデータとして 2019 年『全国家計構造調査』（家計総合集計体系）の調

¹⁴ 所得や消費と異なり、富の分布の計測において、「消費単位当たり」に変換することには議論の余地がある。資産の現在の所得と消費を補完する役割を重視する立場に立てば、世帯規模に応じた調整は行われるべきである一方、資産の将来への備えという役割を重視すれば、適切な等価基準は世帯の将来にわたる構成の変化を考慮に入れる必要があり、資産の帰属の扱いも踏まえると、現時点での世帯の構成で調整することの妥当性には議論がある。OECD の EG-DHW においても本稿執筆時点で結論は出ていない。

¹⁵ 本稿で示す推計結果は、後述のとおり、総務省統計局所管の『全国家計構造調査』の調査票情報を利用して独自に集計・分析を行ったものである。

¹⁶ 金融資産・負債は国民経済計算年次推計ストック編付表 6 「金融資産・負債の残高」、実物資産は同ストック編制度部門別勘定「期末貸借対照表」及び付表 4 「固定資本ストックマトリックス」を使用。

査票情報を利用した。『全国家計構造調査』には、家計総合集計体系のほか、所得資産集計体系があるが、所得や消費といったフローの分布を推計した山崎他（2025）と同じ集計体系を使用することでフローとストックの比較を可能にした。近年、井口他（2025）など、税務データを利用した研究がフローについて進んでいるものの、ストックの補足ができないことや世帯値の把握などの点でその活用には依然課題がある。そのため、本稿は家計に関する我が国で最も包括的な調査データである『全国家計構造調査』を採用した¹⁷。また、同調査で情報が得られない項目については、OECD（2024a）も踏まえ、一国会計値を他の項目の分布情報等を用いて按分して算出する。各資産項目の推計方法は、図表 2 のとおりである。なお、OECD が実施した 2025 年の実験的データ収集ラウンドにおいて JSNA 上の対外証券投資に該当する項目がないため、本稿では OECD Data Explorer¹⁸ に準拠して、当該計数を債務証券と持分・投資信託受益証券に按分している。

図表 2 各資産項目の一世帯当たりの平均値推計方法

項目	JSNA 項目名	推計方法
1. 1	現金・預金	(1) + (2)
(1)	現金	一国会計値から次の手順で 1 世帯当たりの値に按分。 1. 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（令和元年）」の、単身世帯、二人以上世帯それぞれの年齢区別の「手持ち現金平均額」×「全国の各世帯区分の世帯数」の比率をもとに一国会計値を各世帯区分の総所有額として按分。 2. 各世帯区分にて、同区分内の全世帯で同額を保有していると仮定し、各世帯区分の総所有額を按分。
(2)	預金	a. + b.
a.	流動性預金	「通貨性預貯金」 マクロ値で調整。
b.	その他の預金	「定期性預貯金」 マクロ値で調整。
1. 2	債務証券	「債券」 + 「貸付信託・金銭信託」 マクロの値で調整。
1. 3	貸出	一国会計値を全世帯で同額を保有していると仮定し、一世帯当たりの値に按分。
1. 4	持分・投資信託受益証券	(1) + (2)
(1)	持分	「株式」 マクロ値で調整。
a.	上場株式	(1) を日本銀行「資金循環統計」で公表されている 2019 年度末の数値の比率で分割（「上場株式」：「非上場株式」 + 「その他の持分」） マクロ値で調整。
b.	非上場株式及びその他の持分	同上。マクロ値で調整。
(2)	投資信託受益証券	「投資信託」 マクロ値で調整。
1. 5	保険・年金・定型保証	(1) + (2) + (3) + (4)

¹⁷ なお、資産分布に関する国際的なデータセットである OECD 資産分布データベース（WDD）においても全国家計構造調査が使用されている。ただし、本稿とは異なり、同調査の所得資産体系のデータが用いられ、OECD（2024b）に示された SNA と整合的な推計手法ではないため、本稿での推計値とは差異が生じる。

¹⁸ OECD 「OECD Data Explorer」（<https://data-explorer.oecd.org/>）のうち、「Annual Financial Balance Sheets (stocks), non-consolidated」を使用。

SNA の枠組みにおける家計の富の分布の計測

(1)	非生命保険準備金	「 <u>生命保険など</u> 」を日本銀行「資金循環統計」で公表されている2019年度末の数値の比率で分割 (「非生命保険準備金」：「生命保険受給権」+「年金保険受給権」) マクロ値で調整。
(2)	生命保険・年金保険受給権	同上。マクロ値で調整。
(3)	年金受給権	一国会計値から次の手順で1世帯当たりの値に按分。 1. 一国会計値について、①確定拠出年金(企業型)、②確定拠出年金(個人型)、③確定給付企業年金+企業年金連合会の総額値(2019年度末)の比率に基づき、各項目の総額値として按分。 2. 1.で得た値を①～③の項目別に下記の手順で世帯主年齢区分別の総所有額として按分。 ①：「確定拠出年金統計資料」の「確定拠出年金(企業型)」の年齢別資産残高の比率で世帯主年齢区分別の総所有額として按分。 ②：「確定拠出年金統計資料」の「確定拠出年金(個人型)」の年齢別資産残高の比率で世帯主年齢区分別の総所有額として按分。 ③：以下の方法に従って、世帯主年齢区分別の総所有額として按分。 - 世帯主年齢が～59歳の区分の総額：①の世帯主年齢区分別の資産残高金額 - 世帯主年齢が60代の区分の総額：{50～59歳の資産残高} * (2/3) * (1/2)で計算 - 世帯主年齢が70歳以上の区分の総額：0 3. 世帯主年齢区分別・①～③別に、各世帯の{「 <u>企業年金の掛金</u> 」+「 <u>企業年金受取金</u> 」}の値の比率で、2で得た総額値を1世帯当たりの値に按分。
(4)	定型保証支払引当金	一国会計値を「非生命保険準備金」の比率で按分。
1.6	金融派生商品・雇用者ストックオプション(資産)	一国会計値を「持分・投資信託受益証券」の比率で按分。
1.7	その他の金融資産	一国会計値を他の金融資産合計値(=「預金」(=1.1(2))+「債務証券」(=1.2)+「持分・投資信託受益証券」(=1.4)+「非生命保険準備金」(=1.5(1))+「生命保険準備金」(=1.5(2)))の比率で按分。
1	金融資産合計	1.1+1.2+1.3+1.4+1.5+1.6+1.7
2.1	借入	「 <u>月賦・年賦</u> 」+「 <u>住宅・土地のための負債</u> 」+「 <u>その他の借入金残高</u> 」マクロ値で調整する。
(1)	うち住宅貸付	「 <u>住宅・土地のための負債</u> 」マクロ値で調整。
2.2	金融派生商品・雇用者ストックオプション(負債)	一国会計値を「持分・投資信託受益証券」の比率で按分。
2.3	その他の金融負債	一国会計値を「借入」の比率で按分。
2	金融負債合計	2.1+2.2+2.3
3.1	住宅及び宅地	「 <u>住宅</u> 」 ¹⁹ +「 <u>宅地</u> 」マクロ値で調整。
(1)	うち住宅	「 <u>住宅</u> 」マクロ値で調整。
3	非金融資産合計	3.1
	純資産	1-2+3

¹⁹ 『全国家計構造調査』において、住宅の資産価格は、住宅の延べ床面積(m²)×都道府県、住宅の構造別1m²当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率で算出されており、SNAの概念と同様、時価評価の純資産残高となっていると言える。

	世帯消費単位	世帯主を1消費単位、世帯主以外の人員のうち、14歳以上を0.5消費単位、14歳未満を0.3消費単位として計算。
	等価純資産	「純資産」/「世帯消費単位」

(注) 表中の下線付きは、全国家計構造調査における項目。

次に、本稿で行った推計方法について、OECD 諸国において採用されている方法との比較を行う。Chan and Dalpozzo (2025) では OECD が実施した 2025 年の実験的データ収集ラウンドで提出された 23 か国（日本は含まれていない）の推計結果において、各項目でどの方法（A、B、C、D 又はそれらの組み合わせ（Mix））が採用されたかをまとめている²⁰。23 か国で採用された方法と図表 2 で示した本稿の方法を比較したものが図表 3 である。一部項目について提供していない国もあり各項目での合計値が必ずしも 23 にならないため単純な比較は難しいが、おおよそ各国の採用状況に近いものとなっている。なお、本稿では、貸出について方法 D を採用しているが、貸出自体の金額が大きくないことから分布結果への影響は限定的と言える。また、本稿では、2025 年の実験的データ収集ラウンドにおいて集計が見送られた年金受給権についても推計を行っており、この点は先行的な独自の取組であると言える。

図表 3 各資産項目における採用された方法比較（OECD23 か国と本稿）

項目	項目名	A	B	C	D	Mix	本稿
1.1	現金・預金	1				2	—
(1)	現金		2				C
(2)	預金	20		1			A
1.2	債務証券	22					A
1.3	貸出	1	2				D
1.4	持分・投資信託受益証券	21				1	—
(1)	持分	20				1	A
a.	上場株式	21					C
b.	非上場株式及びその他の持分	20				1	C
(2)	投資信託受益証券	21					A
1.5	保険・年金・定型保証	1				3	—
(1)	非生命保険準備金		2			1	C
(2)	生命保険・年金保険受給権準備金	21				1	C
(3)	年金受給権	—	—	—	—	—	C
(4)	定型保証支払引当金		1				B
1.6	金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産）		1			1	B
1.7	その他の金融資産		2				B
1	金融資産合計	—	—	—	—	—	—
2.1	借入	22					A
(1)	うち住宅貸付	21		1			A
2.2	金融派生商品・雇用者ストックオプション（負債）	1	1				B

²⁰ Chan and Dalpozzo (2025) の Figure4.2 を参照。

2.3	その他の金融負債		3				B
2	金融負債合計	—	—	—	—	—	—
3.1	住宅及び宅地	22		1			A
(1)	うち住宅	1					A
3	非金融資産合計	—	—	—	—	—	—
	純資産	—	—	—	—	—	—

5. 推計結果

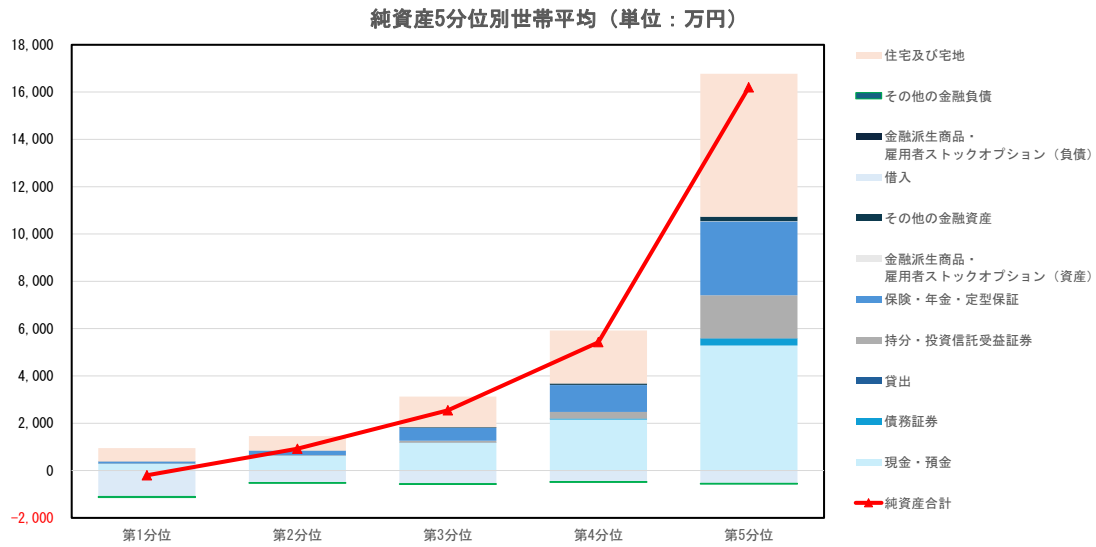
前節で示した方法に従って推計した結果（以下、「本稿推計値」という。）について、純資産、等価純資産階級別に1世帯当たり平均額を示す。なお、等価純資産とは、世帯主を1消費単位、世帯主以外の人員のうち、14歳以上を0.5消費単位、14歳未満を0.3消費単位として計算した世帯消費単位で純資産を除いたものである。

(1) 世帯当たり純資産階級別（5分位別）

まず、世帯当たり純資産で5分位に区切った階級別（以下、「純資産5分位別」という。）に各資産項目の値を確認する。純資産の平均値は世帯全体では5,000万円程度で、最も高い第5分位では約1.6億円となる。第1分位において金融資産自体はプラスであるが、借入が金融資産を上回り、純資産はマイナスとなる。

金融資産の内訳についてみると、第1分位は預金・現金の金額（約279万円）が最も大きく金融資産全体（約387万円）の7割以上を占める。分位が上がるにつれて、預金・現金の金融資産に占める割合は低下し、第5分位になると預貯金の割合は50%程度となる。比例的に、資産階級分位が高いほど持分・投資信託受益証券が金融資産に占める割合が高まり、第1分位ではわずか4%程度であるのに対し、第5分位は17%程度となる。金融負債について確認すると、第1分位借入平均は約1,100万円と金融資産の倍以上となるが、第5分位は第1分位平均の半分程度の約569万円となる。実物資産をみると、第5分位6,000万円強であるのに対し、第1分位は約560万円と、第5分位は第1分位の10倍以上の資産を保有していることが確認できる。

図表4 1世帯当たりの純資産



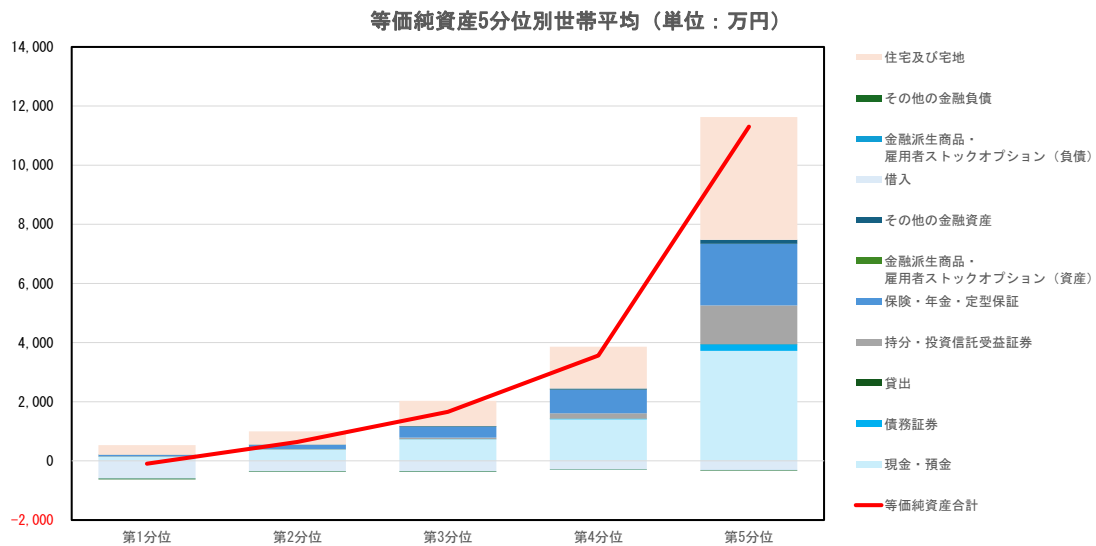
JSNA項目名（平均値、万円）	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
現金・預金	278.6	625.3	1,168.5	2,155.9	5,282.7
債務証券	11.1	1.8	6.6	43.9	309.0
貸出	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
持分・投資信託受益証券	13.6	23.0	81.6	275.9	1,815.3
保険・年金・定型保証	78.9	188.7	548.6	1,141.8	3,123.0
金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産）	0.1	0.1	0.5	1.5	10.0
その他の金融資産	4.2	11.3	29.7	63.6	190.4
金融資産合計	386.9	850.7	1,835.9	3,683.1	10,730.9
借入	-1,098.6	-514.0	-555.2	-473.3	-534.9
うち住宅貸付	-661.6	-327.9	-350.4	-307.6	-323.1
金融派生商品・雇用者ストックオプション（負債）	-0.1	-0.1	-0.5	-1.7	-10.8
その他の金融負債	-47.2	-22.1	-23.9	-20.3	-23.0
金融負債合計	-1,145.9	-536.2	-579.6	-495.3	-568.8
住宅及び宅地	559.5	604.1	1,288.1	2,235.7	6,037.4
うち住宅	366.2	282.5	572.5	920.5	1,718.7
非金融資産合計	559.5	604.1	1,288.1	2,235.7	6,037.4
純資産合計	-199.5	918.6	2,544.4	5,423.4	16,199.5

JSNA項目名（各資産・負債に占めるシェア）	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
現金・預金	72%	74%	64%	59%	49%
債務証券	3%	0%	0%	1%	3%
貸出	0%	0%	0%	0%	0%
持分・投資信託受益証券	4%	3%	4%	7%	17%
保険・年金・定型保証	20%	22%	30%	31%	29%
金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産）	0%	0%	0%	0%	0%
その他の金融資産	1%	1%	2%	2%	2%
金融資産合計	100%	100%	100%	100%	100%
借入	96%	96%	96%	96%	94%
うち住宅貸付	58%	61%	60%	62%	57%
金融派生商品・雇用者ストックオプション（負債）	0%	0%	0%	0%	2%
その他の金融負債	4%	4%	4%	4%	4%
金融負債合計	100%	100%	100%	100%	100%
住宅及び宅地	100%	100%	100%	100%	100%
うち住宅	65%	47%	44%	41%	28%
非金融資産合計	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 等価純資産階級別（5分位別）

第3節において述べたように、等価純資産を算出する際の基準単位については結論が出ていないものの、山崎他（2025）における所得や消費のデータと比較できるよう、「世帯消費単位」で純資産を等価調整する方法にそろえることが望ましいと考えられる²¹。そこで、本稿では、OECD（2024b）に基づいた手法により、各世帯員の年齢や続き柄に応じて消費単位に応じた人数に換算した等価世帯人員数によって各資産項目の推計値を除すことで各世帯の等価純資産を計算した。その上で、各世帯の等価純資産を5分位に区切り、階級別に世帯当たりの各資産項目について集計を行った（以下、「等価純資産5分位別」という。）。等価調整によって各分位ごとの差は縮小しているものの、純資産5分位別の結果と概ね共通している。

図表5 1世帯当たりの等価純資産



JSNA項目名（平均値、万円）	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
現金・預金	146.2	386.6	736.2	1,408.3	3,724.0
債務証券	5.7	0.7	4.7	25.4	225.5
貸出	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
持分・投資信託受益証券	7.4	14.3	48.8	175.8	1,309.8
保険・年金・定型保証	49.4	147.2	365.2	800.0	2,076.9
金融派生商品・ 雇用者ストックオプション（資産）	0.0	0.1	0.3	1.0	7.2
その他の金融資産	2.5	7.6	19.1	41.4	133.5
金融資産合計	211.4	556.9	1,174.6	2,452.1	7,477.3
借入	-601.1	-341.8	-352.8	-285.0	-303.1
うち住宅貸付	-364.2	-218.1	-222.2	-186.3	-178.5
金融派生商品・ 雇用者ストックオプション（負債）	-0.0	-0.1	-0.3	-1.1	-7.8
その他の金融負債	-25.8	-14.7	-15.2	-12.3	-13.0
金融負債合計	-627.0	-356.5	-368.3	-298.3	-323.9
住宅及び宅地	320.7	440.5	855.6	1,406.4	4,153.4
うち住宅	208.3	220.0	383.0	567.3	1,133.2
非金融資産合計	320.7	440.5	855.6	1,406.4	4,153.4
等価純資産合計	-415.9	640.8	1,661.9	3,560.2	11,306.7

²¹ 2025SNAにおいても「各分野間の整合性を保つため、所得、消費、および資産に関する結果を併せて提示する際には、所得と消費の調整に使用したものと同一等価スケールを資産の調整にも使用することが推奨される。」（パラ 32.100）としている。

JSNA項目名(各資産・負債に占めるシェア)	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
現金・預金	69%	69%	63%	57%	50%
債務証券	3%	0%	0%	1%	3%
貸出	0%	0%	0%	0%	0%
持分・投資信託受益証券	3%	3%	4%	7%	18%
保険・年金・定型保証	23%	26%	31%	33%	28%
金融派生商品・ 雇用者ストックオプション(資産)	0%	0%	0%	0%	0%
その他の金融資産	1%	1%	2%	2%	2%
金融資産合計	100%	100%	100%	100%	100%
借入	96%	96%	96%	96%	94%
うち住宅貸付	58%	61%	60%	62%	55%
金融派生商品・ 雇用者ストックオプション(負債)	0%	0%	0%	0%	2%
その他の金融負債	4%	4%	4%	4%	4%
金融負債合計	100%	100%	100%	100%	100%
住宅及び宅地	100%	100%	100%	100%	100%
うち住宅	65%	50%	45%	40%	27%
非金融資産合計	100%	100%	100%	100%	100%

(注) 各項目についても等価調整済。

6. 推計結果の比較・分析

本節では、前節で示した純資産5分位別と等価純資産5分位別の結果を用いて、2019年『全国家計構造調査』の公表値や、同様の方法で試算されたOECD諸国の推計結果、我が国における所得や消費といったフローの分布との比較を行うことにより、今回推計した資産の分布の特徴を考察する。

(1) 『全国家計構造調査』の公表値との比較

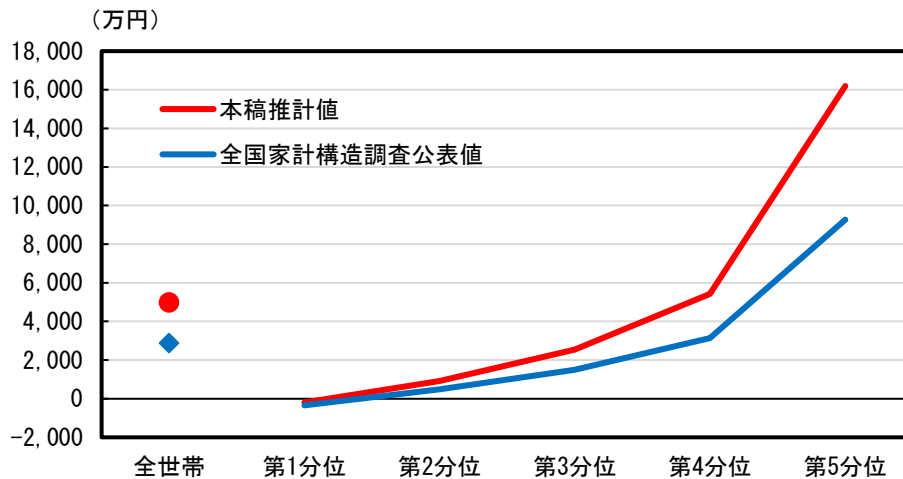
はじめに、本稿の推計に用いた、『全国家計構造調査』の公表値（つまり、JSNAと整合的になるような加工をしていない値）との違いを確認しておこう。『全国家計構造調査』では、「純金融資産」（金融資産残高から金融負債残高を引いたもの）と「住宅・宅地資産」を合わせて「家計資産総額」と定義し、この「家計資産総額」の階級別に世帯当たり平均値を公表している²²。そこで、この家計資産額階級と概念が近い本稿推計値のうち「純資産5分位別」世帯当たりの純資産の推計結果と比較する。

図表6は、『全国家計構造調査』の「家計資産額」（以下、「公表値」という。）と本稿推計値の「純資産額」（以下、「本稿推計値」という。）の金額を比較したものである。第1分位においては、その水準に大きな差はないが、第2分位以上では、本稿推計値が一貫して公表値を上回り、分位が上がるにつれてその乖離は大きくなることが分かる。この要因としては、図表2にあるように、ミクロ統計である『全国家計構造調査』で情報が得られない項目について、本稿では仮定を置いてマクロ値を按分して推計しているため、特に、第4、5分位などの資産階級の高い分位の推計値を押し上げている可能性がある。年金受

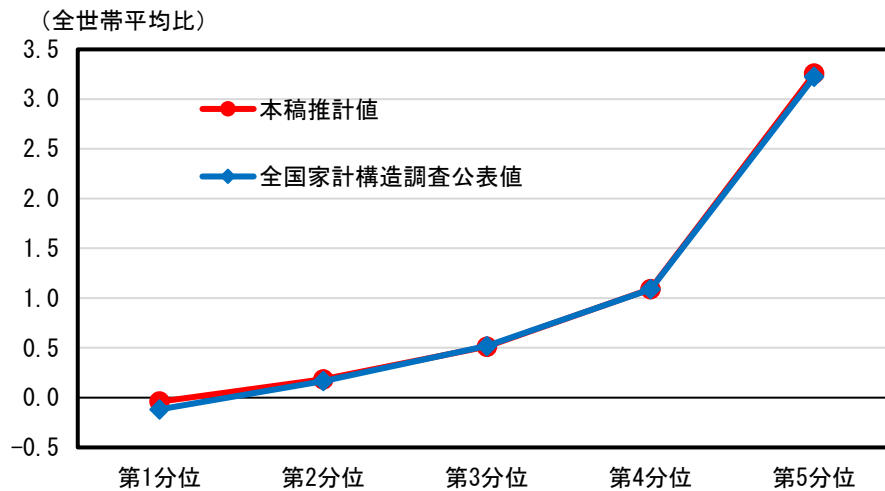
²² なお、本稿では「家計総合集計体系」を使用しているが、『全国家計構造調査』の公表結果は、WDDのデータと同じく、約4.4万世帯を対象とする簡易調査も含めた「所得資産集計体系」を基にしている。

給権等の計数や金融資産、とりわけ株式の持分や預金等の影響が考えられる。ただし、図表 7 で各分位の純資産と全世帯の平均純資産との比率でみた場合には、両者の乖離は見られない。公表値と比べて本稿推計値が分布として大きな歪みを持っているわけではないと言える。

図表 6 1 世帯当たりの純資産（金額）



図表 7 1 世帯当たりの純資産（全世帯平均比）

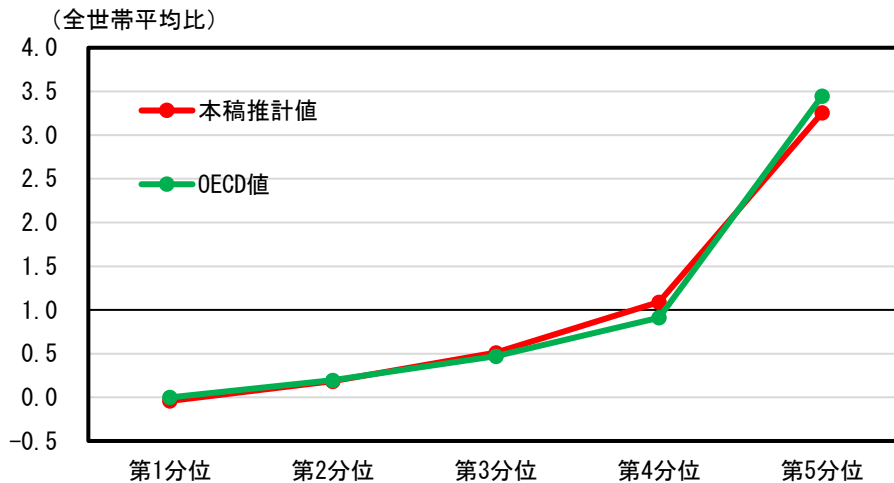


(2) 国際比較

次に、5分位別にみた1世帯当たりの純資産の推計値について、全世帯平均に対する比を求め、Chan and Dalpozzo (2025) で取りまとめられている OECD のデータ（以下、「OECD 値」という。）と比較する。Chan and Dalpozzo (2025) では 2025 年の実験的データ

収集において集計された 22 か国を対象として分析している²³が、その分析対象 22 か国の中央値²⁴との比較を行ったものが図表 8 である。OECD 値は 2021 年から 2023 年にかけてのデータが使われていること、年金受給権について推計の対象外としていることなどの違いがある点には留意する必要があるが、本稿推計値は OECD 値と概ね共通した結果となっており、第 1 分位から第 4 分位にかけて徐々に増加し、第 5 分位にかけて大きく増加し、第 5 分位の資産は平均の 3 倍以上という結果となった。一方、第 5 分位の数値（対平均比）について着目すると、本稿推計値は OECD 値に比べるとやや小さいことがわかる。また、個別の国と比較するとアメリカ、ドイツ、フランス、イタリアなどの主要先進国は 3.5~4.4 程度となっていることから日本はそれらの国と比べて相対的に分位間の差は小さいという結果であった。

図表 8 OECD 諸国との比較



(備考) OECD 値は、オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スペイン、アメリカの 22 か国の各分位における中央値。

(3) 所得・消費分布との比較

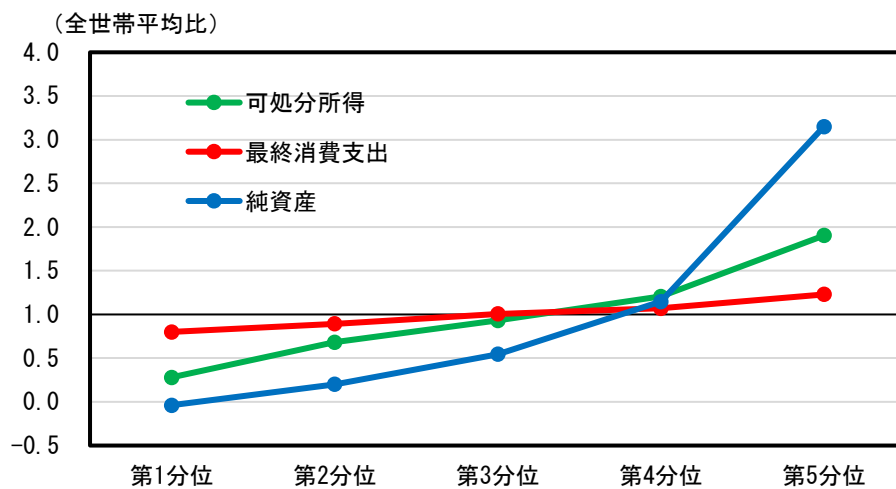
最後に、フローの指標である所得や消費の分布と比較をしておきたい。EG-DNA と EG-DHW は共通の方法論的枠組みに基づき、それぞれ所得・消費、富の分布推計に取り組んでおり、将来的には所得・消費・富の同時分布の作成の可能性も模索されている。Chan and Dalpozzo (2025) では、その第一歩として、等価調整可処分所得階級別の等価調整可処分所得と等価最終消費支出、資産階級別の純資産について、それぞれの全世帯平均に対する比率と比較した結果、純資産が最も不平等な分布となっており、次いで所得、消費の順と

²³ Chan and Dalpozzo (2025) では、カナダを除いた 22 か国を対象として分析している。

²⁴ Chan and Dalpozzo (2025) の Figure5.1 を参照。

なることを示した²⁵。これに倣い、山崎他（2025）の等価可処分所得5分位別の可処分所得・最終消費支出²⁶と本稿で求めた等価純資産5分位別の純資産の分布を比較したものが以下の図表9である。Chan and Dalpozzo（2025）における OECD 値と同様、資産が最も不平等な分布となり、次いで所得、消費となっていることが確認できる。また、等価調整の有無などの違いには留意する必要があるものの、日本は OECD 値と比較して最終消費支出の各分位間の格差は小さく、可処分所得と純資産における各分位間の差は概ね同程度となっていることも併せて確認された。

図表9 可処分所得・最終消費支出・純資産の分布



(備考) 可処分所得および最終消費支出は山崎他（2025）による。

7. 結び

本稿では、家計の富の分布の計測に関し、SNA 国際基準の改訂をはじめとする国際的議論の動向を整理したうえで、これらの議論を受けて OECD（2024a）において示され、Chan and Dalpozzo（2025）で検証された方法論を解説するとともに、その方法論に従い『全国家計構造調査』の調査票情報等を用いて推計した結果を示した。その上で、1)『全国家計構造調査』の公表結果や 2)OECD 諸国の推計結果、3)所得や消費の分布との比較分析を行った。その結果、1)については、家計構造調査では捕捉できない項目や調査票情報の積上げ結果と JSNA 値との乖離により、世帯当たりの資産の水準に差は生じたものの全世帯平均との比較においては5分位別結果に大きな差はみられなかった。2)については、OECD 値と本稿推計値の結果は概ね共通しており、第4分位から第5分位にかけて純資産が大きく

²⁵ Chan and Dalpozzo（2025）の Figure5.14 を参照。

²⁶ 本稿の JSNA は 2020 年基準であるが、山崎他（2025）の JSNA は 2015 年基準である点には留意。

高まるという結果が示された。3)については、全世帯平均との比で比較すると分位間の違いは消費、所得、資産の順に大きくなり、それは OECD 諸国の結果とも共通していることがわかった。

最後に、家計の分布情報の推計について、さらに改良・拡充しうる点を述べる。第一に、追加的にミクロの情報を取り入れることが挙げられる。本稿の推計では、『全国家計構造調査』を主に使用したが、OECD (2024a) では、複数の異なるミクロデータを使うことも有効であることが示唆されている。たとえば、楡井 (2023) や井口他 (2025) にもあるように、統計調査では高額所得者に関する情報が十分に捉えきれないことがあることが指摘されており、第2節で紹介した2025SNAで言及されているような、上位5%、1%、0.1%の層の推計を行う際には、悉皆的に所得の情報を含む行政記録情報等、今回の推計で採用したデータ以外の利用可能性を精査し、必要に応じて、高額所得者に関する情報を取り入れることが望ましいと考えられる。

第二に、計測の範囲についても、更なる検討が必要である。今回は、OECD における最新の2025年の実験的データ収集ラウンドの枠組みに沿って計測を行ったが、OECD のEG-DHWでは範囲の拡大についての議論は引き続き行われている。例えば、実物資産について、本稿は「住宅及び宅地」についてのみ計測を行っているが、個人企業が持つ機械設備などの非金融事業資産を範囲に含めることも検討の余地がある。しかしながら、本稿で用いた『全国家計構造調査』ではこうした項目は調査されておらず、他の情報を活用する必要があるだろう。

こうした課題はあるものの、SNA の枠組みと整合的かつ国際的に合意された方法論に沿った形で我が国家計の富の分布の推計を行ったのは、筆者が知る限り本稿が初の試みである。また、格差については時系列でその変化を把握することも重要であることから、本年夏以降に公表される予定である令和6年結果や、同調査の前身である『全国消費実態調査』とも接続して推計を行うことも有意義であるだろう。さらに山崎他 (2025) で所得・消費の分布の推計を行っていることから、所得と富の同時分布を作成するなど、これらの蓄積を踏まえて研究をさらに拡張することも期待できる。今後も、家計の分布情報に関するデータがさらに改良・拡充されることにより、家計の経済状況に関する分析や政策立案に資することが期待される。

参考文献

- 井口 智博・上田 淳二・佐藤 勲延・森口 千晶 (2025)「所得税データを用いた日本の上位所得シェアの推計:2008~2023年」, PRI Discussion Paper Series No.25A-05.
- 坂井潤子 (2010)「SNA ベースと整合的な家計分布統計の推計」, 『季刊国民経済計算』 No.142 pp.15-38.
- 高山 憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸 (1989)「日本の家計資産と貯蓄率」, 『経済分析』, 第 116 号.
- 多田洋介 (2022)「2025SNA に向けた国際的な議論の動向」, 国民経済計算関連論文 No.1.
- 浜田浩児 (2012)「2009 年 SNA 分布統計の推計—2000 年代後半における国民経済計算ベースの所得・資産分布—」, 『季刊国民経済計算』, No.148 pp.1-60.
- 前田佐恵子・梅田政徳 (2013)「SNA 分布統計における消費・貯蓄についての再推計」, 『季刊国民経済計算』, No.150 pp.59-74.
- 楡井誠 (2023)「マクロ経済の異質的個人モデル」, 『マクロ経済動学 景気循環の起源の解明』, 第 3 章, 有斐閣.
- 山崎朋宏・酒巻哲朗 (2018)「SNA の枠組みにおける家計詳細勘定の再推計」. ESRI Research Note No.42.
- 山崎朋宏・中川友希・前田佐恵子 (2025)「SNA の枠組みにおける家計の所得・消費の分布の計測」, ESRI Research Note No.93.
- Chan, P. and E. Dalpozzo (2025), “Distribution of household wealth in line with national accounts: Methodology and results from the 2025 experimental data collection,” *OECD Statistics Working Papers*, No. 2025/04.
- Kitao, S. and T. Yamada (2025), “Earnings, Income, and Wealth Inequality in Japan: A Long-Term Perspective, 1984–2019,” *Japanese Economic Review*, 76, pp. 231–283.
- OECD (2024a), “*Distributional Information on Household Wealth in Line with National Accounts Guidelines*,” March 2024 (Unpublished).
- OECD (2024b), “*Handbook on the Compilation of Household Distributional Results on Income, Consumption and Saving in Line with National Accounts Totals*,” January 2024.
- Piketty, T. (2015), “About capital in the twenty first century,” *American Economic Review*, 105 (5), pp. 48–53.
- Saez, E. and G. Zucman (2016), “Wealth Inequality in the United States since 1913: Evidence from Capitalized Income Tax Data,” *Quarterly Journal of Economics*, 131/2, pp. 519- 578.
- Stiglitz, Joseph E., Amartya Sen and Jean-Paul Fitoussi (2009), “The Measurement of Economic Performance and Social Progress Revisited – Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress,” Centre de recherche en économie de SciencesPo, Observatoire français des conjonctures économiques (OFCE).